

## 1 開会の宣言

議 長 出席委員が定数に達したので、定刻通り午後2時00分、本会を開会する旨を宣言した。

### 傍聴人の確認

議 長 傍聴人の有無を確認するよう事務局に指示したところ、いなかった。

## 2 署名委員の選任

議 長 署名委員に内田栄作農業委員、飯野幹夫農業委員を選任した。

## 3 参与の承認及び書記の任命

議 長 参与に市川農業委員会事務局次長、書記に大室主査、松居主任を任命した。

## 4 議 事

**議案第62号 農地法第5条の許可申請について 申請番号1**

**議案第63号 上尾市土砂等のたい積の規制に関する条例に基づく許可申請について**

議 長 議案第62号申請番号1及び議案第63号について事務局に説明を求めた。

事 務 局 農地転用を伴うたい積の場合、条例により農業委員会が許可権者となることから、議案第62号申請番号1番と議案第63号を一括で説明した。

議案書を朗読した。本議案は恒久転用に伴い土砂等をたい積するため、議案第62号申請番号1と議案第63号は同時申請であることから、併せて審議していただくことになる。転用目的は作業

場、資材置き場、駐車場のため、建築物がないことから開発許可不要である。農地区分については第二種農地となる。

- 議 長 地区担当委員に現地調査結果の報告を求めた。
- (報 告) 原市地区の黒須農業委員が報告した。2月23日(火)に原市地区担当委員2名と上尾地区担当委員1名の計3名で現地調査を実施した。新しい測量杭が設置されており、境界は容易に確認できた。現地は周囲よりも低い土地となっている。梅の木が植えられ、雑草などは全て片付けられていた。理由書を朗読した。
- 議 長 議案第62号申請番号1番と議案第63号は一体案件であり、本件について意見を求めるが特になかったため、採決を行ったところ、賛成全員で承認することを宣した。

**議案第62号 農地法第5条の許可申請について 申請番号2**

- 議 長 議案第62号申請番号2番について事務局に説明を求めた。
- 事 務 局 議案書を朗読した。議案第62号申請番号2は恒久転用で、用途は天然ガス輸送導管保安施設である。適合証明のため開発許可は不要。農地区分は10haを超える第一種農地だが、農地法施行規則第33条第4号により不許可の例外と考えられる。なお、令和2年12月17日付の告示により農振農用地区域から除外されている。
- 議 長 地区担当委員に現地調査結果の報告を求めた。
- (報 告) 上平地区の平野農業委員が報告した。2月19日(金)に上平地区担当委員4名で現地調査を実施した。申請地は農地として耕うんされ保全管理されている。理由書を朗読した。
- 議 長 本件について意見を求めるが特に無かったため、議案第62号申請番号2について採決を行ったところ、賛成全員で承認することを宣した。

**議案第64号**

**相続税の納税猶予にかかる適格者証明願いについて**

議  
事  
務  
局

議案第64号について事務局に説明を求めた。

議案書を朗読した。地区は上尾地区2筆と大谷地区5筆で、合計が畑7筆である。納税猶予の区分は相続税で続柄は親子である。

議  
(報  
告)

地区担当委員に現地調査結果の報告を求めた。

大谷地区の秋池農業委員が報告した。2月20日(土)に大谷地区担当委員3名で現地調査を実施した。上尾地区の畑2筆は畑として耕うんされ、サツマイモやジャガイモなど幼稚園児の収穫体験にも利用されている。大谷地区の5筆は梅、栗、柿等が植えられている。

議  
新木農業委員  
事  
務  
局

本件について意見を求めた。

備考欄に持ち分6分の1とあるが、残りの6分の5はどうなっているのか。

遺産分割協議書に被相続人の持ち分ということで記載されている。他の持ち分についても申請人の親族を含めて所有している。

議

長  
本件について改めて意見を求めるが特になかったため、議案第64号について採決を行ったところ、賛成全員で承認することを宣した。

**議案第65号**

**生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願いについて**

議  
事  
務  
局

議案第65号について事務局に説明を求めた。

議案書を朗読した。従事日数からみて、事由発生者が主たる従事者である。また、事務局が現地調査を行い、作付けはされていないが農地として保全管理されていることを確認した。

議

長  
本件について意見を求めるが特になかったため、議案第65号について採決を行ったところ、賛成全員で承認することを宣した。

**議案第66号**

**相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について**

議 長  
事 務 局

議案第66号について事務局に説明を求めた。

議案書を朗読した。事務局で現地調査を実施し、一部作付けされており、その他は保全管理されているため問題ないと思われる。

議 長

本件について意見を求めるが特になかったため、議案第66号について採決を行ったところ、賛成全員で承認することを宣した。

**議案第67号**

**令和2年度2月期農用地利用集積計画の承認について**

議 長  
農 政 課  
議 長  
藤波農業委員  
農 政 課  
新木農業委員

担当課である農政課に説明を求めた。

制度について説明し、議案書を朗読した。

本件について意見を求めた。

借受者は、何を中心に生産しているか。

施設園芸で、トマトを中心に生産し、直売組合にも出荷している。

利用集積計画は最新のものになっているのか。令和2年度6月期利用権の数字に今回の数字を足しても総括表の数字と合わない。

農 政 課

直近で令和2年度1月期に利用集積計画が承認されているが、総括表にその数字が反映されていないので訂正する。ちなみに、1月期で655筆、617,180㎡となっている。

秋池農業委員  
農 政 課

農地所有適格法人に利用集積した農地が、返されていると聞いている。

参考として、昨年11月の更新対象が41筆あり、更新されたのが23筆、未更新が18筆あった。

藤波農業委員  
農 政 課

原因としてどのような理由があるのか。

理由は様々だが、収益が見込めないような場合に更新しないことも考えられる。

議 長 本件について改めて意見を求めるが特になかったため、議案第67号について採決を行ったところ、賛成全員で承認することを宣した。

5 報告第14号 専決処分について

- (1) 農地法第4条の届出の受理について
- (2) 農地法第5条の届出の受理について

6 閉会

議 長 以上で今回の提出議案全てについて審議が終了した旨を宣言し、午後3時23分、本会を閉会した。

7 その他

上記のとおり、会議の顛末が相違ないことを証するためここに署名いたします。

令和3年2月25日

議 長

署名委員

署名委員